

杉戸町定期予防接種助成金制度のご案内

(令和元年度開始)

母親の里帰り出産等の理由で県外に長期滞在した時や、子どもの病気等やむを得ない理由により、町と契約している医療機関以外で定期予防接種を希望する場合に、事前に申請することにより、接種費用の一部または全額を助成する制度です。



杉戸町マスコットキャラクター
すぎびよん

制度を利用する前に

- ◎この制度を利用するためには、赤ちゃんが生まれてからの申請が必要です。
- ◎予防接種は生後2ヵ月から始まります。
- ◎書類提出は、接種前と接種後の2回必要です。
 - ①接種医療機関を決めて、接種前に申請書を提出する。(依頼書交付申請書)
 - ②接種後、助成金の申請書を提出する。(助成金交付申請書)
- ◎全額自己負担で接種した後、接種費用を助成する「償還払い」になります。
- ◎対象となる予防接種は、定期予防接種(A類疾病)のみです。
(ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、※R2.10月～)
- ◎助成金の申請(助成金交付申請)は、接種後1年以内に行ってください。(1年を過ぎると助成対象外となります)
- ◎書類の提出は郵送できますが、記入漏れ・書類不足のないようご注意ください。
- ◎里帰り出産等から杉戸町に戻った後は、町と契約している医療機関で接種しましょう。(無料)

裏面の[助成金交付までの流れについて](#)をよくお読みください。

助成金の額について

杉戸町で定めている予防接種金額(単価)を上限とし、接種費用を助成します。

実際に支払った接種費用が杉戸町で定める金額を超えた場合は、その差額分は自己負担となります。また、町で定める金額を超えない場合は、接種費用の全額を助成します。

※各予防接種によって金額が異なります。町で定めている金額の詳細は、保健センターにお問い合わせください。

助成金交付までの流れについて



杉戸町マスコットキャラクター
すぎびよん

①【申請者】

事前に「定期予防接種依頼書交付申請書」①を保健センターへ提出する（郵送可）

必要なもの：・「定期予防接種依頼書交付申請書」①

・母子健康手帳（コピー可：1 ページ目と予防接種記録のページ）

※申請書①は健康支援課（保健センター）で配付します。

※予防接種を依頼する医療機関あてに町から依頼書を交付しますので、

医療機関名・住所・電話番号を必ず記入してください。

※郵送の場合は、確認事項があるため、郵送前に電話連絡してください。

②【保健センター】

医療機関あての「定期予防接種依頼書」を申請者に交付する（郵送可）

渡すもの：「定期予防接種依頼書」（医療機関あて）、予診票綴、「予防接種と子どもの健康」

「定期予防接種助成金交付申請書兼請求書」②の用紙（接種後に提出する書類）

③【申請者】

医療機関で、予防接種を受け、費用を支払う

持って行くもの：・「定期予防接種依頼書」（医療機関あてに町から交付した書類）

・予診票（2 枚複写）

（杉戸町で配付した予診票綴から切り離して使用する）

・母子健康手帳

・接種費用

・健康保険証

④

接種した後「定期予防接種助成金交付申請書兼請求書」③を保健センターへ提出する（郵送可）

必要なもの：・「定期予防接種助成金交付申請書兼請求書」③（押印あり）

・医療機関が発行した領収書原本（明細書も添付）

・予診票（医療機関から渡された「町提出用」）

・母子健康手帳（コピー可：1 ページ目と予防接種記録のページ）

※接種後 1 年以内に申請してください。

⑤【保健センター】

書類を確認審査し、「交付・不交付決定通知書」を申請者あてに郵送する

⑥

助成金を指定の口座に振り込む（申請から 1 ヶ月以内を予定）

申請書提出先
・問合せ先

杉戸町健康支援課（保健センター）
電話 0480-34-1188